

地震による電気火災対策に有効な 感震ブレーカーを設置しましょう！

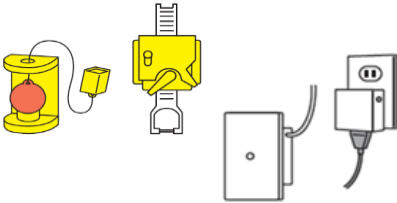
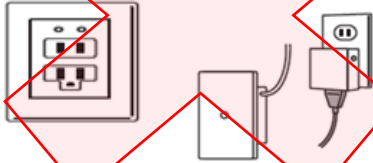
地震の揺れを感知し、電気を自動遮断！！

■地震発生時の出火対策には、感震ブレーカーの設置が有効です

感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知したときに、住宅内の電気を自動的に遮断することで電気に起因する出火を防止するための機器です。地震発生時の建物火災のうち、約6割が電気による出火です。過去の災害を踏まえ、市では、感震ブレーカーを設置した方に対し、**機器の購入及び設置に要した費用の一部を助成**します。

■補助対象

①補助対象機器

取付工事を伴う一括遮断型	取付工事不要な一括遮断型	補助対象外
分電盤タイプ・工が必要なコンセントタイプ	簡易タイプ・工が不要なコンセントタイプ	コンセントタイプ（特定機器遮断型）
		

ブレーカーを落とすことにより、住宅内の電気を自動的に一括遮断できるものが対象となります。

②補助の対象となる方

- (1) 武蔵村山市内において、現に居住する建物又は自らが居住するために新築した建物（同一敷地内の複数の住宅を含む。）に感震ブレーカーを設置した方
- (2) 居住者である方
- (3) 購入した感震ブレーカーが取付に工事を伴うタイプであり、かつ、当該感震ブレーカーを設置した住宅が賃貸である場合は、その所有者又は管理者の承諾を得て設置した方
- (4) 市税等を滞納していない方

注1）上記(1)から(4)の条件をすべて満たした方が対象になります。
注2）申請回数は1世帯につき、一回までとなります。
注3）住宅以外の場所（事務所等）に設置するものについては、対象外となります。

■申請期間

令和8年5月28日（木）から令和9年2月26日（金）まで

■ 助成額

	取付工事を伴う一括遮断型	取付工事不要な一括遮断型
補助上限額	60,000円	5,250円
機器例	・分電盤タイプ ・工事が必要なコンセントタイプ	・簡易タイプ ・工事が不要なコンセントタイプ
補助率	購入及び設置にかかった費用の3/4（1円未満切捨）	

注1) 割引やポイント利用分等は補助対象経費に含まれません。

注2) 複数個設置した場合は、それぞれに上限額が適用されます。

■ 購入から助成金交付までの流れ

- 1.商品の購入（令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に購入したものが補助対象）
- 2.助成金交付申請兼完了届の提出（申請）
- 3.助成金交付決定兼確定通知
- 4.助成金の交付

■ 申請時に必要な書類

- ① 助成金交付申請書兼請求書（窓口にて申請する場合）
- ② 購入した感震ブレーカーの種類、個数、単価及び設置に要した費用が分かる書類（レシート、領収証等）
- ③ 感震ブレーカーを設置した住宅に居住していることが確認できる書類（免許証等の写し）
- ④ 登記事項証明書の写し（発行から6か月以内のもの）又は検査済証の写し（**新築した住宅に設置した場合で、転入手続が終了していない方に限る。**）
- ⑤ 設置箇所が確認できる書類（写真等）
- ⑥ 口座情報が分かる書類（通帳等）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

■ 申請方法

以下のいずれかの方法で申請できます。

① 武蔵村山市危機管理課（市役所3階）窓口にて申請

② 電子申請（スマートフォン等で申請）

電子申請の際には、口座情報等の写真撮影が必要となりますので、お手元にご用意ください。



助成金の詳細
電子申請はこちら

■ 問合せ・申請先

武蔵村山市 総務部 危機管理課 災害対策係

電話：042-565-1111（内線334）